

## 議員提出議案一覧表（意見書）

### 議員提出議案第26号

#### A L P S 処理水の海洋放出の中止と処理水削減の抜本的な対策強化を求める意見書（否決）

政府は、令和5年8月24日13時に、東京電力福島第一原発事故によって発生し続けている放射能汚染水（以下、「汚染水」という）を多核種除去設備（A L P S）によって処理した水（以下、「A L P S 処理水」という）の海洋放出を実施した。

政府の決定では、今後30年にわたって海洋に放出する計画となっているが、A L P S 処理水には除去しきれなかったトリチウムといった放射性核種が含まれていること、こうした物質が長期間にわたって体内に取り込まれることによる影響や、そもそも一般的な原発から発生する処理水とは違って、もともとは事故によって溶け落ちた核分裂破片を冷やすために使った汚染水であり、トリチウム以外の放射性核種が含まれていることに対する不安の声が強くなってきている。

A L P S 処理水に関して、2015年に、東京電力及び日本政府は、福島県漁業協同組合連合会に対して、漁業関係者を含む関係者への丁寧な説明等必要な取組を行うこととしており、こうしたプロセスや関係者の理解なしには、いかなる処分も行わないと約束していた。しかし、岸田首相は、令和5年8月21日に漁業関係者と面会した際、漁業関係者が海洋放出に反対であることはいささかも変わらないと述べたにもかかわらず、一定の理解を得たと判断したとして、海洋放出を実施した。

政府は、A L P S 処理水の海洋放出は先送りできない待ったなしの課題としている。一方で、福島第一原発には地下水が流入を続けており、この流入を止めなければ、汚染水は削減するどころか増え続けてしまう。こうしたことから、中核市議会議長会は、令和5年8月に提出した要望書の中で、政府は、東京電力に対して、根本的な原因である汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するための抜本的な対策を講じることを強く指導することを求めた。

そもそも、2013年に政府が経済産業省内に設置したトリチウム水タスクフォースでは、セメント等の固系化材と混ぜて固化させたものを地下埋設するといった、海洋放出以外の処分方法の検討も行われていた。政府は、丁寧な説明、理解なしには進めないと言うのであれば、こうした処分方法も踏まえた議論を住民等と行い、実施すべきである。

以上を踏まえ、下記の措置を講じるよう強く求める。

#### 記

- 1 地元住民をはじめとする国民的理解と合意のないA L P S 処理水の海洋放出を中止すること。
- 2 A L P S 処理水の処分については、海洋放出ありきではなく、陸上保管等の検討・開発を進め、それらを踏まえた国民的議論を行うこと。
- 3 高精度な放射性核種分離技術の開発、汚染水を増やさないために地下水流入を防ぐ広域遮水壁の建設、容量を増大させた貯留タンクの設置などを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月26日

---

### 議員提出議案第27号

#### 記録的猛暑から命を守るための対策強化を求める意見書（可決）

異常気象と言われる状況の中、2023年の夏は命の危険を伴う猛暑となった。青森市では8月に最高気温が30度以上の真夏日は19日、最高気温が35度以上の猛暑日は7日と8月に最高気温が30度を超える日が月のほとんどを占め、観測史上最多となり、多くの人が熱中症により救急搬送された。

総務省消防庁によると2023年8月14日から同月20日までの7日間の間に熱中症で救急搬送された人は全国で7360人と前年同時期の3396人と比較して2倍以上となり、発症した場所で最も多かったのは住居であった。

熱中症の予防のために適切なエアコンの使用が呼びかけられた一方で、特に低所得者をはじめとした人たちが経済的理由で自宅にエアコンを設置することができない状況に置かれている。

また、2018年からは、生活保護世帯に対して、エアコンの購入費用が支給されることとなったが、支給される条件が保護の開始時にエアコン未設置の場合や転居の場合で新旧住居の設備の相異により、新たにエアコン等を補填しなければならないもの等とされており、すでに生活保護を受給している世帯が新たにエアコンを購入・設置したい場合には対象外とされている。

さらに、昨今の物価高騰もあることで、電気料金を気にして使うことをちゅうちょする世帯も少なくない。

今後、さらなる異常気象も想定される中、命を脅かす猛暑から守るための手立てとして下記の措置を講じるよう強く求める。

#### 記

- 1 政府として、自治体を実施するエアコン未設置世帯に対する購入・設置費用助成の支援制度を実施すること。
- 2 生活保護世帯に対するエアコンの購入費用の支給条件を緩和すること。
- 3 生活保護の夏季加算の制度化を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月26日

---

#### 議員提出議案第28号

#### フリースクールを利用する子どもたちへの支援強化を求める意見書（可決）

文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小・中学校における不登校の児童・生徒数は増加し続けており、平成30年度の調査では16万4528人だったものが令和4年度の調査では29万9048人と5年間で13万4520人の増加と約1.8倍となっている。また、小・中学校別に見ると、小学校の児童は、平成30年度の調査では4万4841人だったものが令和4年度の調査では10万5112人と2倍以上の増加、中学校では在籍生徒数の約6%が不登校という状況となっている。

こうした状況の中、様々な理由により、学校に行くことができない、あるいは学校生活になじむことができない児童・生徒の重要な居場所としての役割を果たしているのが民間団体等で運営されているフリースクールである。フリースクールでは、それぞれの児童・生徒の状況に合わせた教育支援・相談活動・体験活動を実施しており、ニーズも高まっている。

一方で、現在、フリースクールへの公的支援がない下での運営は大変厳しい状況となっている。また、文部科学省が平成27年に実施した「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」によると、全国のフリースクールの入会金は平均で約5万3000円、会費は

平均で月額約3万3000円と保護者負担も大きい中で、経済的理由で利用を諦める人も少なくない状況である。

教育機会確保法では、不登校児童・生徒を含めた全ての児童・生徒に対して、多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援を講ずることを定めている。法の主旨を踏まえ、増加する学校になじめない児童・生徒のかけがえのない居場所となっているフリースクール等に対して、下記の事項について実施するよう強く求める。

#### 記

- 1 フリースクールの運営状況等について詳細な実態調査を行い、必要とされている公的支援を実施すること。
- 2 経済的理由等により、フリースクールの利用を諦めることがないように保護者の負担軽減等の経済的支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月26日

---

#### 議員提出議案第29号

##### 聴力に関する身体障害者障害程度等級認定基準の見直しを求める意見書（可決）

令和5年度高齢社会白書によると、令和4年10月1日現在、我が国の総人口1億2495万人のうち、65歳以上人口は3624万人となり、総人口に占める割合である高齢化率も29.0%となった。総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより、今後も高齢化率は上昇を続けると予想されている。

加齢によって出現する身体機能の低下の中でも、難聴は最も一般的な感覚障害であり、中高年を対象として実施された疫学的調査によると、日常生活に支障を来す程度の聴力レベルが40デシベル以上の難聴者は、70歳代男性で5人から6人に1人、女性で10人に1人程度であるとされている。また、加齢による難聴は、認知症発症の危険因子であるとされている。

加齢性難聴に対しては早期に対応することが重要であり、聞こえにくさを最小限に抑えるために補聴器の活用が勧められている。しかし、日本において、補聴器の価格は、片耳当たりおおむね3万円から20万円であり、保険適用ではないため、全額自己負担となる。これは、他の加齢によって低下する身体機能を補うための補装具に比べて非常に高額である。

身体障害者福祉法に定める基準に該当する場合は、購入の際に公的な助成が受けられるものの、聴力において最も障害程度等級が軽い6級の基準は、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の音でなければ聞き取れない者、もしくは、片耳の聴力レベルが90デシベル以上の場合は、もう一方の耳の聴力レベルが50デシベル以上の者とされている。両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者とは、40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないレベルであるとされている。

加齢性難聴に対する早期の補聴器装着を普及するための公的助成拡大に当たって、最も公平で円滑に実施可能な方法は、現在の身体障害者福祉法に定める聴覚障害の基準を緩和することであると考える。

よって、政府に対して、現行の身体障害者福祉法施行規則に定める聴覚障害に関する身体障害者障害程度等級に、新たに7級を新設することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月26日

---

## 議員提出議案第30号

### パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書（否決）

世界保健機関（WHO）では、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR2005）を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」（パンデミック条約）を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められている。令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。

現在、WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び改正案では、1つに、加盟国がWHOの勧告に従うことをあらかじめ約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせること、2つに、WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、これに基づき、加盟国がワクチンの製造や供給を行うこと、3つに、ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられること、以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的な人権及び国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念される。

また、パンデミック条約第18条に、誤報、偽情報、虚偽のニュースに対抗するという文言があり、このことで、WHOや政府の公的見解と異なる少数意見や、表現の自由が制限されてしまうおそれがある。しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が国民に十分周知されているとは言い難い状況である。

よって、国においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

#### 記

- 1 現在、WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を分かりやすく国民に周知すること。
- 2 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること。
- 3 パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月26日

---

## 議員提出議案第31号

### 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（可決）

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっている。また、募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

2022年7月の厚生労働省の賃金構造基本統計調査でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7500円で、全産業平均の月額34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心にベースアップ（基本給の引上げ）などによって賃上げ

が進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大している。

また、令和5年8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは令和5年4月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにもかかわらず、低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば、職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがある。

よって、政府に対して、下記のとおり、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し、生活を保障する取組を迅速に推進することを強く求める。

#### 記

- 1 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇等を踏まえ、処遇改善等を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の活用を推進すること。
- 3 介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の地域対応活用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月26日

---

#### 議員提出議案第32号

#### 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書（可決）

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が公表した2021年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画（WFP）では、飢餓で苦しむ人々のために、年間480万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その約1.1倍となっているのが現状である。

また、食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄において直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくはない。

よって、政府に対して、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取組を求める。

#### 記

- 1 賞味期限や消費期限に近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し、実効性を強化すること。
- 2 食品ロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期

限等の延長につながる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取組を一層強化すること。

- 3 食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄附促進やフードドライブ（未利用食品の寄附運動）等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取組を一層強化すること。
- 4 事業系食品ロスの削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時、必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。
- 5 食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材をできる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月26日

---

### 議員提出議案第33号

#### 認知症との共生社会の実現を求める意見書（可決）

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聞きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現という目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って、地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。

よって、政府に対して、下記のとおり、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を各地域で実現することを強く求める。

#### 記

- 1 令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する認知症施策推進本部をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられるように、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げること。
- 2 地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開

するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討すること。

- 3 地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を部門間の縦割りをなくして、総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。
- 4 認知症の人の働きたいというニーズをかなえる環境整備も重要であることから、若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実させ、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として、安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。
- 5 独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、1つの事業所で、相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。
- 6 身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活ができる社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し、総合的かつ柔軟に寄り添い支える成年後見制度や身元保証等の在り方について、現状の課題を整理し、検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。
- 7 全ての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症の発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスや地域支援を受けることができるのかをまとめた認知症ケアパス、さらに、認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない・急がせない・自尊心を傷つけないなど、配慮すべき事柄等をまとめた「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

令和5年12月26日

---